

【資料4】

令和3年6月30日
武蔵野市障害者福祉センター
あり方検討委員会（第2回）

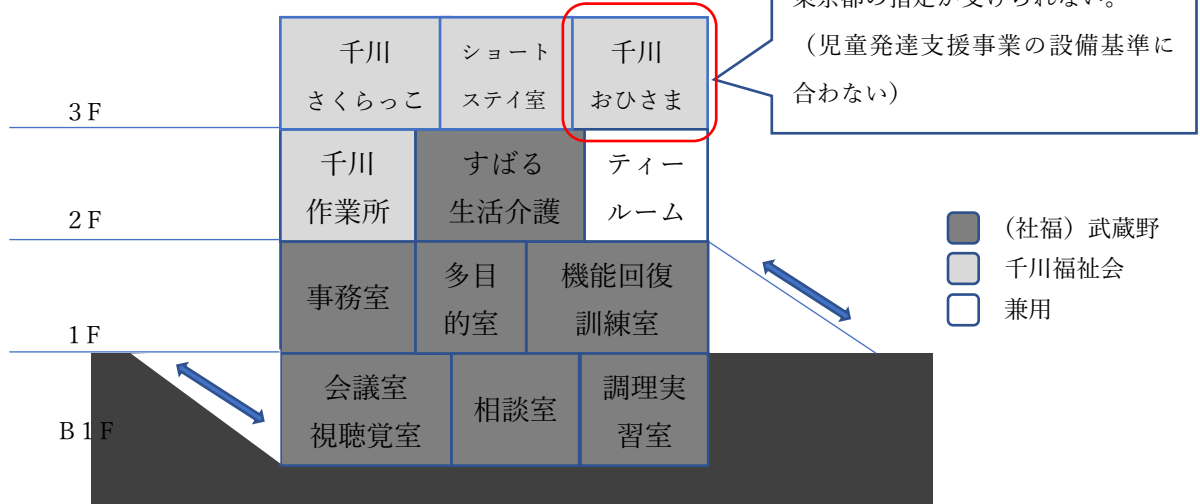
障害者福祉センターの課題整理

市公共施設等総合管理計画では、安全性や利便性など必要な改善を計画的に実施して長寿命化を図りながら原則60年建物を使用することとしている。そのため、現在築40年の障害者福祉センターについても、大規模改修による長寿命化の検討が令和2年度にされており、それをもとに諸条件を整理する。

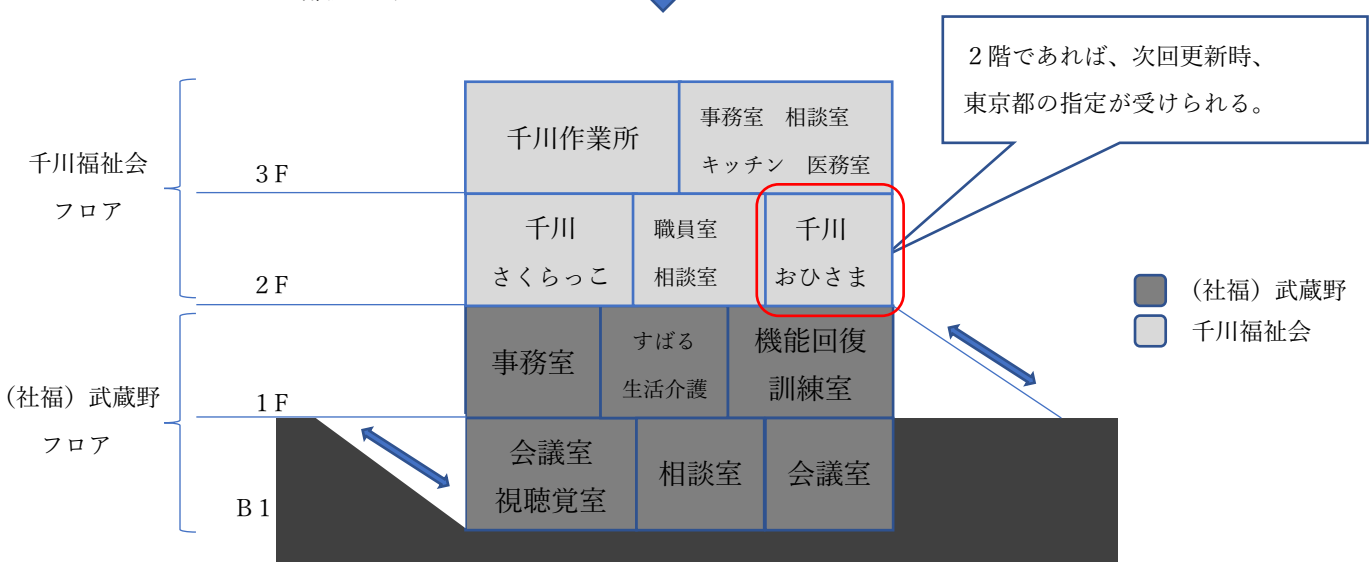
1 児童発達支援事業の東京都指定（千川おひさま幼児教室）の更新対応

現在3階にある千川おひさま幼児教室は、東京都の指定（児童発達支援事業）を受けているが、次回更新時に1階又は2階に移動させる必要がある。

(現状のフロア)
※主な部屋のみ

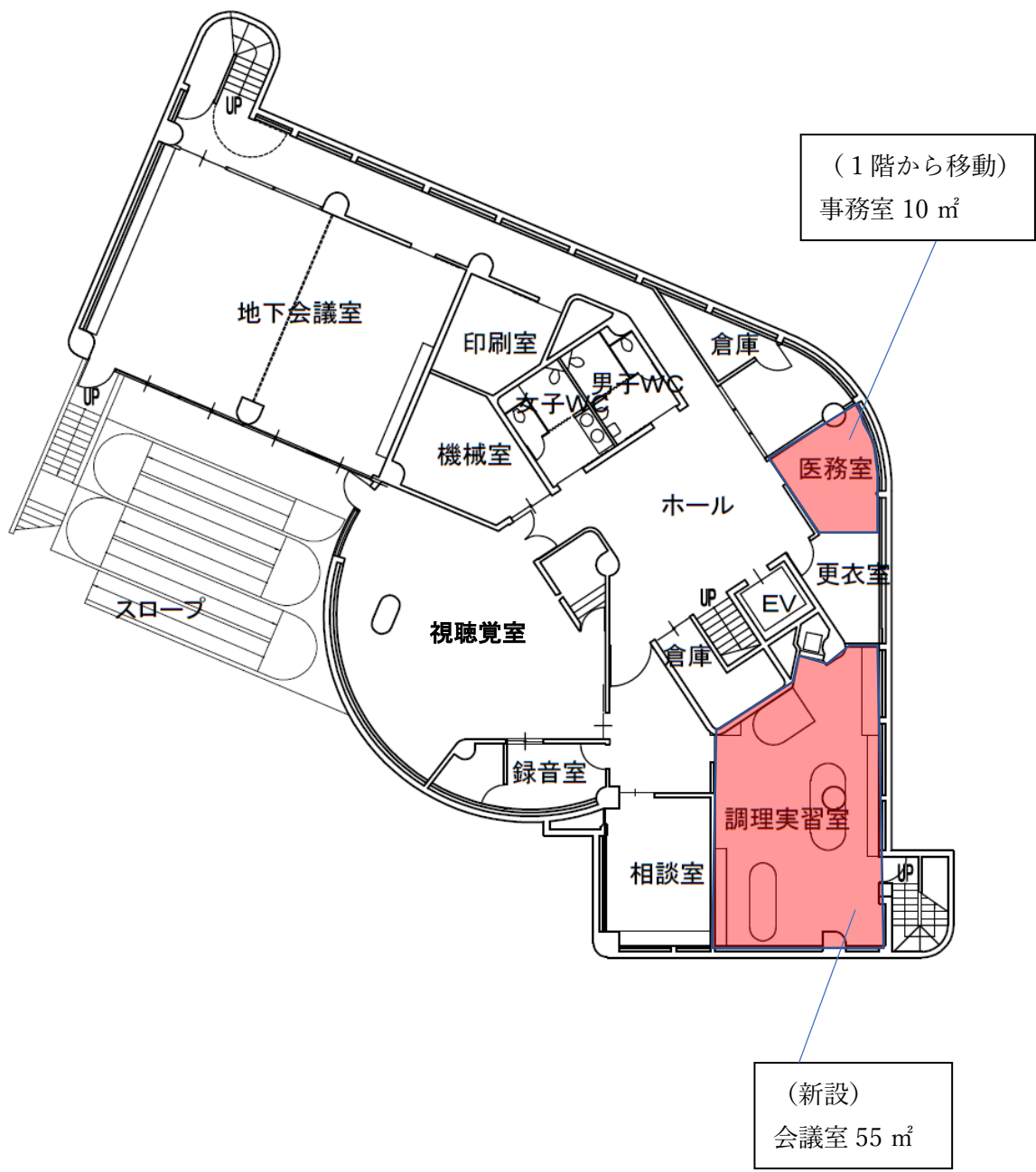


(改修案)
※主な部屋のみ



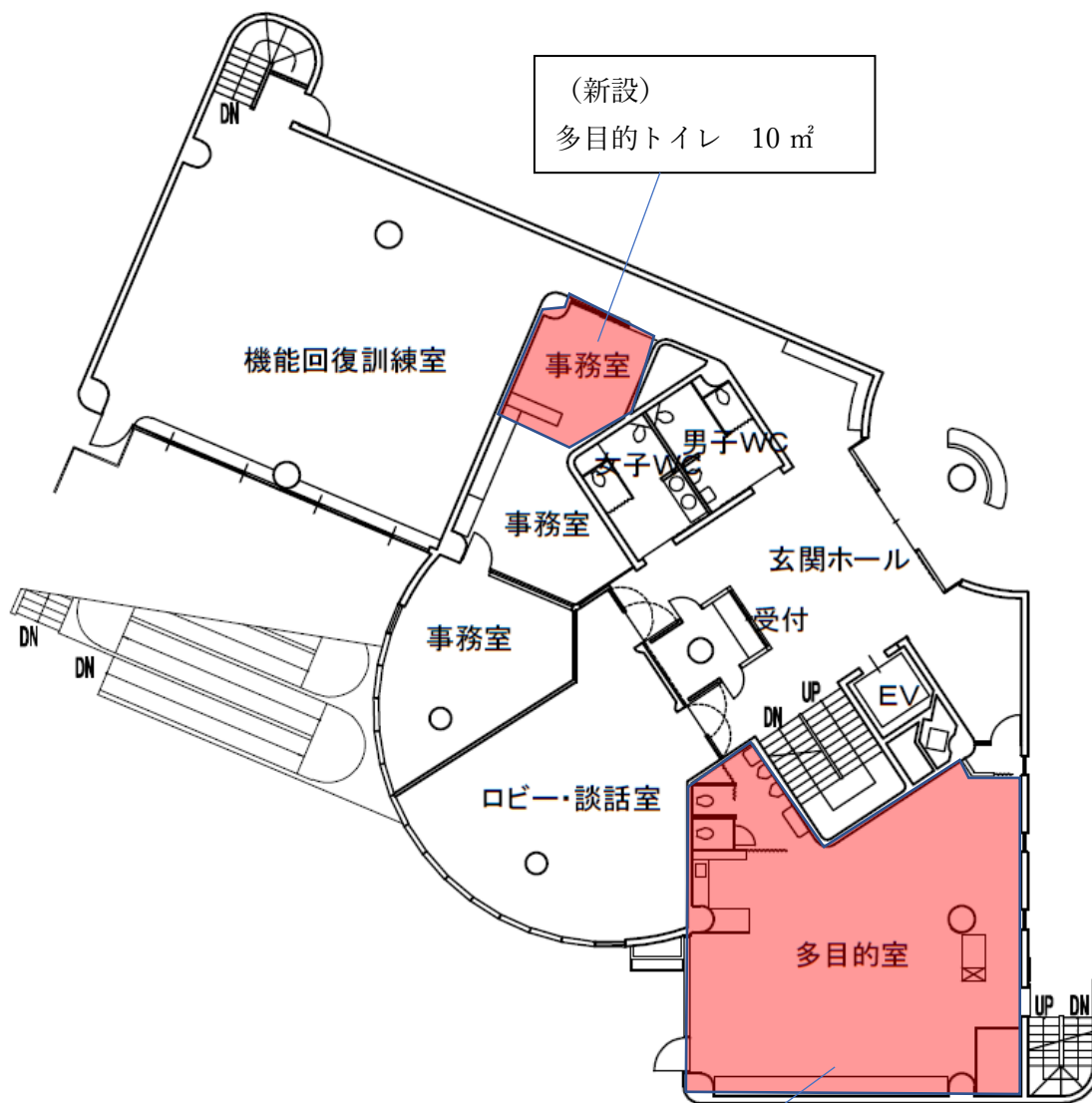
地下1階：(社福) 武蔵野フロア

(改修案)



1階：(社福) 武蔵野フロア

(改修案)



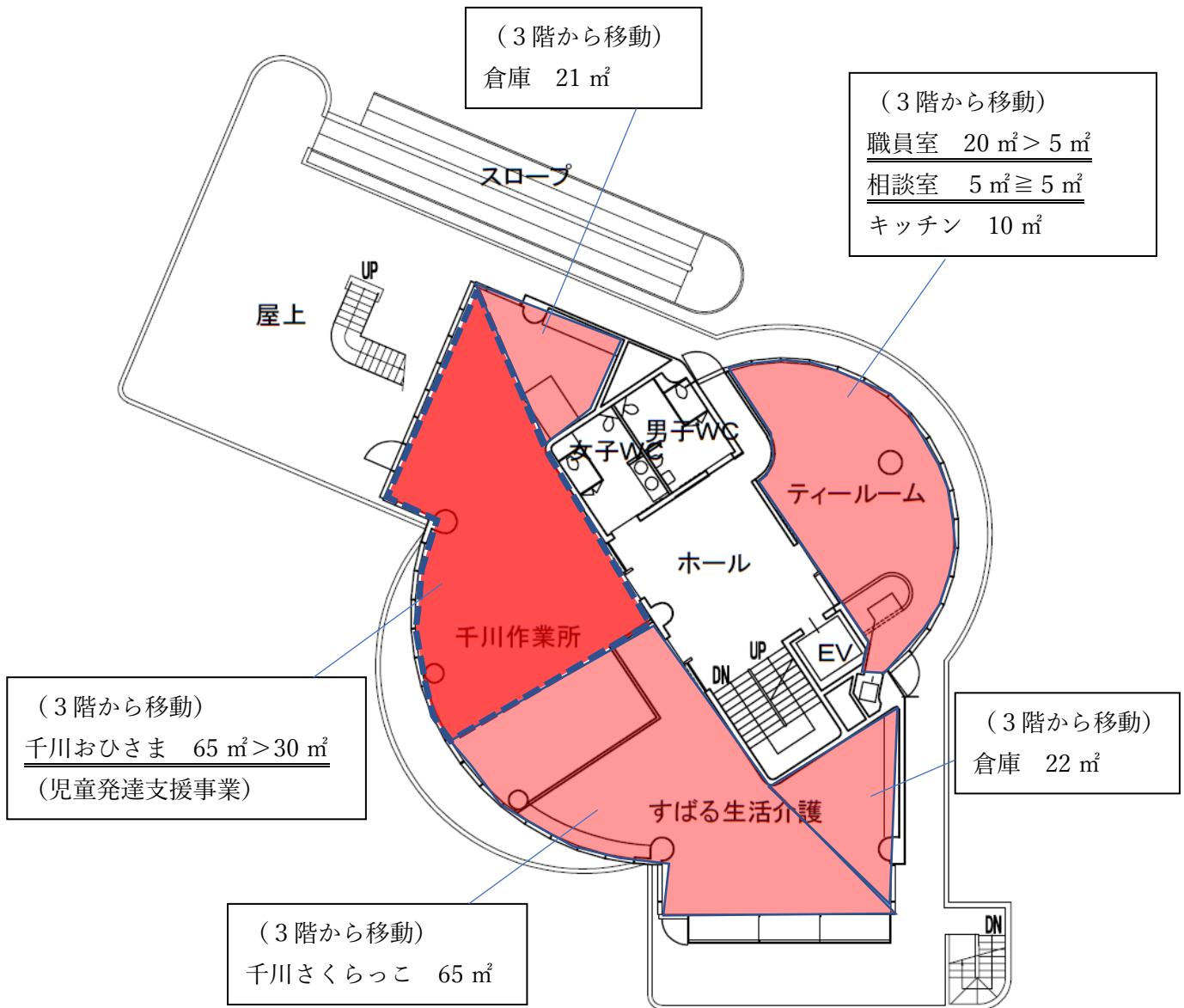
(2階から移動)
すばる生活介護 90 m² > 30 m²以上
(相談室・洗面所、トイレ、キッチン含む)

凡例

—— 東京都基準

2階：千川福祉会フロア

(改修案)

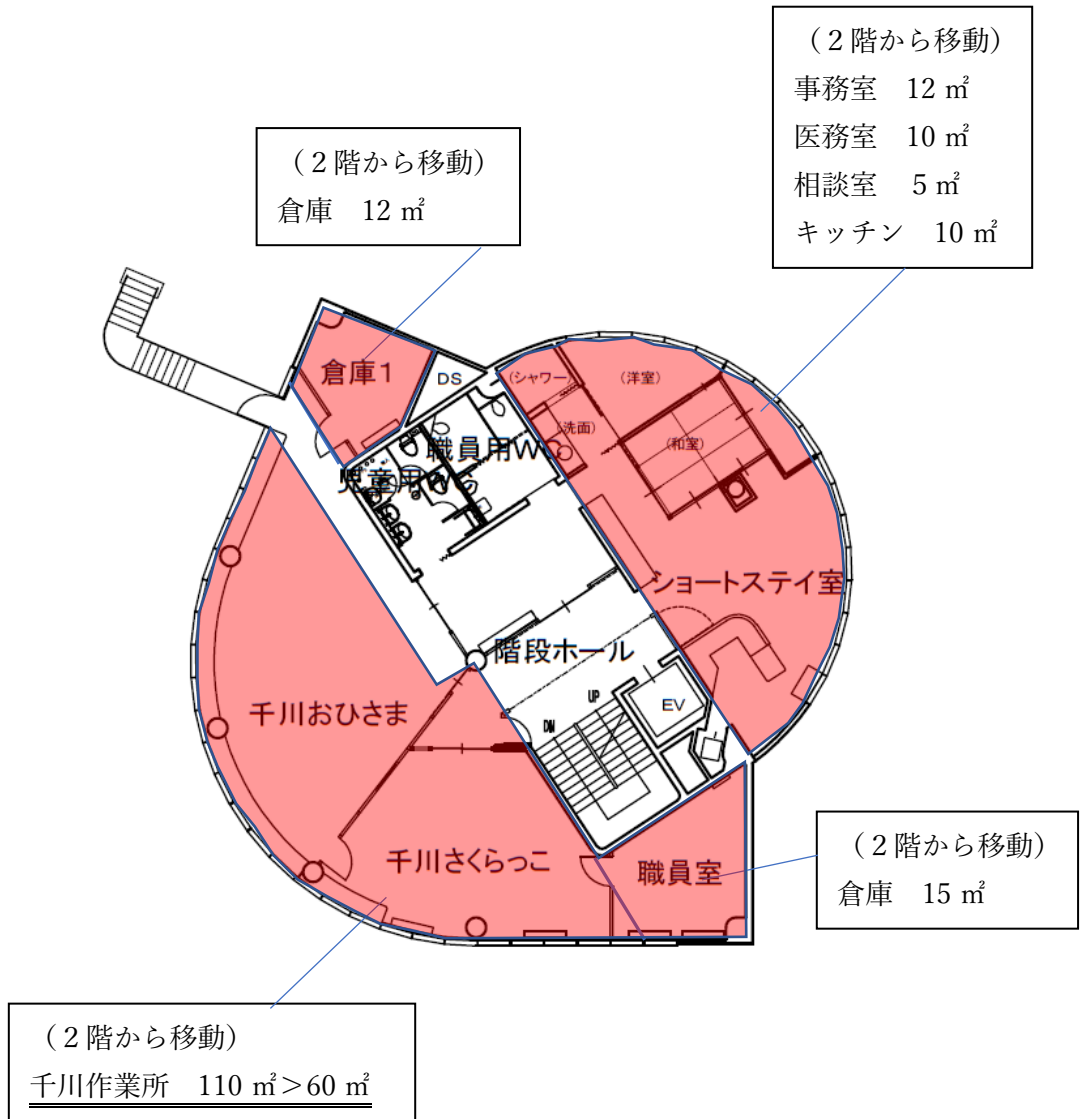


凡例

— 東京都基準

3階：千川福祉会フロア

(改修案)



凡例

==== 東京都基準

2 建物形状による課題

- (1) 避難時に他の部屋を介さないと避難できない部屋があり、好ましい状況ではない。
- (2) 3階ショートステイ室の2方向避難確保として用意した救助袋の安全性が不十分である。
- (3) 風が抜けにくく、換気が不十分である。
- (4) 東京都福祉のまちづくり条例への適合

福祉施設のため面積規模にかかわらず、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準への適合 努力義務があるが、避難上の項目が不適合である。

※主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）の1種以上の過半について修繕、模様替えを行う場合は適合 遵守義務となる。

	項目	整備基準	現状	適合状況	課題
①	廊下等	・140cm以上	・110cm	×	<ul style="list-style-type: none"> ●柱、壁を移動する必要がある、大規模改修での対応は困難。 ●仮に改修できたとしても、居室が狭くなる。 ●③の規定を満たすためには、現状の約2倍の延長が必要となるため困難。 (現状:約26m⇒改修:51m)
②	階段	・幅120cm以上	・118cm	×	
③	傾斜路 (スロープ)	・140cm以上	・118cm	×	
		・150cm以上の踊り場(9m毎)	・12m毎	×	
		・勾配 1/12 (0.083) 以下	・1/7.5 (0.133)	×	
		・手すり	・なし	×	
④	トイレ	・誰でもトイレ設置	・なし	×	●設置場所の選定。



既存不適合